

質問回答

NO.	質問	回答
1	別添2 仕様書 3. (1) 特定鳥獣の保護管理に係るオンライン研修会の開催について、「国及び都道府県の鳥獣・農林行政担当者等を主な対象として」とありますが、「等」には市町村担当者も含まれますか。	国及び都道府県の鳥獣・農林行政担当者等を主な対象と考えていますが、都道府県等から要望がある場合に、人数の上限を設けた上で市町村担当者の参加も含まれうると考えています。
2	別添2 仕様書 3. (1) 特定鳥獣の保護管理に係るオンライン研修会の開催「(エ) 演習編」について、「ワークショップ形式等による演習を実施する」とありますが、「(ウ) 発展編(クマ類)」についても、ワークショップ形式を取り入れることを想定されていますか。	環境省担当官と協議の上、(ウ) 発展編(クマ類)においてもワークショップ形式を取り入れることは可能です。
3	仕様書に「また、(エ) については、環境省担当官と協議の上、請負者を講師として選定・配置し、当該者が演習編の司会進行・資料説明・意見のとりまとめ等を行うものとする。」とありますが、この(エ) 演習編について、グループ演習の講師・講評役を有識者等に依頼することは可能でしょうか。また、可能である場合、(ア) ～(ウ) で指定されている8コマ分とは別という考え方でよろしいでしょうか。	有識者等が、仕様を満たす内容の研修を行える者であり請負者から依頼する者であれば、当該有識者等に依頼することを妨げるものではありません。なお、その場合であっても、(ア) ～(ウ) で指定している8コマ分には含まれません。